

2021年8月24日 全9頁

「バーチャルオンリー株主総会」が創設〔前〕

上場会社はオンラインのみでの株主総会開催が可能に

金融調査部 研究員 小林章子

〔要約〕

- 2021年6月9日、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が可決・成立し、同月16日に公布された（原則、2021年8月2日施行）。
- 改正内容として、上場会社を対象に、「場所の定めのない株主総会」、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」の開催を可能とする改正が盛り込まれている。
- この改正により、上場会社の株主総会の開催方法として、取締役や株主等が一堂に会する物理的な場所において開催される従来型の「リアル株主総会」、リアルとオンラインを併用する「ハイブリッド型株主総会」に加えて、オンラインのみで開催する「バーチャルオンリー株主総会」の選択肢が生まれることとなった。
- 一部施行日（2021年6月16日）以降の株主総会から、開催が可能である。

産業競争力強化法等の改正法が成立

2021年6月9日、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」¹（以下、改正法）が可決・成立し、同月16日に公布された。原則として、「公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日」である、2021年8月2日に施行されている²。

同法の改正の理由は、「新型コロナウイルス感染症の影響、急激な人口の減少等の短期及び中長期の経済社会情勢の変化に適切に対応して、我が国産業の持続的な発展を図るため」として³。

改正法には、産業競争力強化法（以下、産競法）関係の改正として、概要、下記の改正が盛り

¹ 法務省ウェブサイト (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00264.html)

経済産業省ウェブサイト (https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/virtual-only-shareholders-meeting.html)

² 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令 (<https://kanpou.npb.go.jp/20210730/20210730t00064/20210730t000640003f.html>)、経済産業省ウェブサイト (<https://www.meti.go.jp/press/2021/08/20210802001/20210802001.html>)

³ 経済産業省ウェブサイト (<https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210205001/20210205001-3.pdf>)

込まれている⁴。

1. 「グリーン社会」への転換

カーボンニュートラル実現に向けた事業者の計画を主務大臣が認定し、①脱炭素化効果が高い製品の生産設備・生産工程等の脱炭素化を進める設備に対する設備投資税制、②利子補給等の金融支援を措置します。

2. 「デジタル化」への対応

デジタル技術を活用した全社レベルのビジネスモデルの変革の計画を主務大臣が認定し、①DX 投資促進税制、②財政投融資を原資とした低利融資を措置します。

3. 「新たな日常」に向けた事業再構築

「新たな日常」に向けた事業再構築の計画を主務大臣が認定し、①赤字であってもカーボンニュートラル、DX、事業再構築等に取り組む企業に対する繰越欠損金の控除上限の引上げ、②財政投融資を原資とした低利融資を措置します。

4. バーチャルオンリー株主総会の実現のための特例

上場会社のバーチャルオンリー株主総会の開催を特例的に可能とします。

5. ベンチャー企業の成長支援

大型ベンチャーへの民間融資に対する債務保証制度を措置します。

6. 事業再生の円滑化

事業再生 ADR 等の私的整理手続から法的整理手続への移行を円滑化します。

7. 規制のサンドボックスの恒久化

規制のサンドボックス制度を、生産性向上特別措置法から移管し、産業競争力強化法において恒久化します。

(出所) 経済産業省ウェブサイト (下線・太字は筆者)

上記のうち、4. は、上場会社を対象に、「場所の定めのない株主総会（種類株主総会含む。以下同じ。）」の制度を会社法の特例として設け、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」（物理的な会場を用意せず、役員や株主がインターネット等の手段により出席する株主総会⁵）の開催を可能とするものであり、原則の施行日に先んじて、2021年6月16日に施行されている。

具体的な改正内容としては、バーチャルオンリー株主総会を開催するための手続き（定款に「場所の定めのない株主総会」の定めをおくための手続きと、その定款の定めに基づいて株主総会を招集する際の手続き）に加え、株主総会の運営に関する内容が規定されている。

⁴ 経済産業省ウェブサイト (<https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210205001/20210205001.html>)

⁵ 脚注1の法務省ウェブサイト

本稿では、このバーチャルオンリー株主総会に関する改正内容のうち、「場所の定めのない株主総会」の意義(1.)及び定款に「場所の定めのない株主総会」の定めをおくための手続き(2.)について解説する⁶。

1. 「場所の定めのない株主総会」とは

(1) 会社法上、株主総会は物理的な場所での開催が必須

会社法では、株主総会を開催する場合には、招集事項として「株主総会の日時及び場所」を原則として取締役会(取締役会設置会社以外の会社であれば、取締役)において決定することが求められている(会社法298条1項1号・325条)。

ここで、この株主総会の「場所」とは、株主が質問し説明を聴く機会を確保するため、物理的に参集することができる場所でなければならないと解されている⁷。

この解釈を前提とすると、物理的な場所を設けずにオンラインのみで開催する「バーチャルオンリー株主総会」は、招集手続き上は場所の定めを欠く株主総会となるため、会社法上適切に開催することができないことになる。

(2) 改正産競法による「場所の定めのない株主総会」の特例

今回の改正法による改正後の産競法(以下、改正産競法)では、上記の会社法の定めの特例として、招集手続きの規定等に「場所の定めのない株主総会」の定めをおくこととした。これにより、物理的な場所を設けない「バーチャルオンリー株主総会」の開催が新たに可能となった。

このバーチャルオンリー株主総会は、下記に挙げるような点から、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながるものとされている⁸。

- ① 遠隔地の株主を含む多くの株主が出席しやすい。
- ② 物理的な会場の確保が不要で運営コストの削減を図ることができる。
- ③ 株主や取締役等が一堂に会する必要がなく感染症等のリスクの低減を図ることができる。

⁶ なお、定款変更の後の株主総会の招集手続き及び運営面の論点については、レポート後編で解説する。

⁷ 「(中略) 実際で開催されている株主総会に株主がオンラインで参加することを許容すること、いわゆる御指摘のハイブリッド型の株主総会を行うことは、会社法上許容され得るものと解されます。これに対しまして、実際に開催する株主総会の場所がなく、バーチャル空間のみで行う方式での株主総会、いわゆるバーチャルオンリー型の株主総会を許容するかどうかにつきましては、会社法上、株主総会の招集に際しては株主総会の場所を定めなければならないとされていることなどに照らしますと、解釈上難しい面があるものと考えております。」との見解が示されている(第197回国会法務委員会第2号(平成30年11月13日)小野瀬厚政府参考人(法務省民事局長(当時))発言、https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000419720181113002.htm)

⁸ 経済産業省 経済産業政策局 産業組織課「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会 制度説明資料(2021年6月)」(https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/virtual-only-shareholders-meeting_explanatory-material.pdf) p.2。

上記①は、国内外に所在する株主について、物理的な出席によって生じる地理的・時間的な支障を取り除くものであり、株主の利益に直接資するだけでなく、会社側にとっても海外投資家を含めた、より多様な投資家を呼び込むことにもつながるといえよう。

なお、①はリアルとバーチャルを併用するいわゆる「ハイブリッド型バーチャル株主総会⁹⁾」でも得られるメリットではある。ただしハイブリッド型バーチャル株主総会の場合、リアル出席株主とバーチャル出席株主との間で質問や動議等の権利行使の点で差異が生じうる点が問題とされてきた。今回認められた、全員がバーチャル出席となるバーチャルオンリー株主総会であれば、公平にこれらの権利行使の機会が確保される¹⁰⁾。株主の出席の利便性だけでなく、このような権利行使における株主間の公平や、株主の意思をより平等に反映させることができるという点は、まさにバーチャルオンリー株主総会のメリットといえるだろう。

また③は足下のコロナ禍を踏まえたものであるが、それにとどまらず、今後の未知の感染症等のリスクへの備えともなり、パンデミック等を避けるという意味で社会的にも意義があると思われる。また当然のことながら、感染症等のリスクを理由に物理的な出席を断念する株主に対して出席の機会を与えるという意味で、株主の利益にも資するといえるだろう。

他方で、バーチャルオンリー株主総会の問題点としては、通信障害等や、株主総会の場合での質問や動議等の取扱いなどにより、株主総会への出席や権利行使といった、株主の共益権の十分な享受について、懸念が生じることが挙げられる。

そのため、今回の改正では、改正産競法及びそれを受けた下記の省令等において、開催のための要件や手続きを定め、株主の利益の確保に配慮する仕組みを設けた上で、バーチャルオンリー株主総会を認めることとしている。以下、具体的な要件・手続きについて解説する。

- ・「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令¹¹⁾」(2021年6月16日公布・施行。以下、省令)
- ・経済産業省・法務省「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関するQ&A¹²⁾」(以下、Q&A)
- ・「産業競争力強化法第66条第1項に規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認に係る審査基準¹³⁾」(以下、審査基準)

⁹⁾ ハイブリッド型バーチャル株主総会とは、リアル株主総会の開催に加え、リアル株主総会の開催場所に在所しない株主が、インターネット等の手段を用いて株主総会に出席または参加することができる株主総会をいう。株主総会への会社法上の「出席」と扱われるもの(出席型)と、扱われないもの(参加型)の2パターンが想定されている。

¹⁰⁾ 白岩直樹「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会(バーチャルオンリー株主総会)に関する制度の解説」(商事法務No.2269) p.5。

¹¹⁾ 経済産業省ウェブサイト (<https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210616004/20210616004-3.pdf>)

¹²⁾ 経済産業省ウェブサイト (https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/virtual-only-shareholders-meeting_qa.pdf)

¹³⁾ 経済産業省ウェブサイト (https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/virt)

2. 定款に「場所の定めのない株主総会」の定めをおくための手続き

改正産競法は、上場会社が「場所の定めのない株主総会」を開催するためには、下記の①から④に挙げる通り、定款にその旨の定めをおく¹⁴ことを求めている（改正産競法 66 条 1 項）。

第四節 場所の定めのない株主総会等の活用

第六十六条 ①金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社（以下この条において「上場会社」という。）は、株主総会（種類株主総会を含む。以下この項及び次項において同じ。）を②場所の定めのない株主総会（種類株主総会にあっては、場所の定めのない種類株主総会。以下この項及び次項において同じ。）とすることが株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として③経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、④株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨を定款で定めることができる。

（出所）改正法より一部抜粋。下線・太字・附番は筆者。

① 「上場会社」であること

改正産競法は、「場所の定めのない株主総会」を開催できる会社を「上場会社¹⁵」に限定している。その理由は、上場会社については、典型的に株主の数が多く、場所の定めのない株主総会とすることによる株主総会の活性化・円滑化の効果が大きいと見込まれること、開示制度が整備されていること等により株主総会の透明性・公正性が確保されやすいためと説明されている¹⁶。

② 「場所の定めのない株主総会」であること

「場所の定めのない株主総会」とは、前述の通り、会社法上求められている「場所」、すなわち物理的に参集することができる場所を指定しない株主総会をいう。

優先株式などの複数の種類の株式を発行している会社（種類株式発行会社）においては、普通株主総会だけでなく、各種類株式（非上場株式を含む¹⁷）の株主で構成される種類株主総会についても、「場所の定めのない株主総会」とすることができる。

なお、普通株主総会と種類株主総会について、定款において、場所につき同一の定めをおくことは求められておらず、それぞれ個別の場所を定めることができる。したがって、例えば定款に

[ual-only-shareholders-meeting_review_standard.pdf](#))

¹⁴ 株主総会の特別決議（会社法 309 条 2 項 11 号・466 条）による定款変更が必要。ただし、改正産競法の施行日（2021 年 6 月 16 日）以後 2 年間は、所管官庁の確認を受けた上場会社については、定款の定めがあるものとみなすことができ（附則 3 条 1 項）、定款変更の手続きは不要である（後述）。

¹⁵ 金融商品取引法 2 条 16 項に規定する金融商品取引所に該当する東京証券取引所、名古屋証券取引所、札幌証券取引所、福岡証券取引所のいずれかに上場されている株式を発行している会社を指す。

¹⁶ 脚注 10 p. 6。

¹⁷ Q&A Q3-3

において、種類株主総会についてのみ「場所の定めのない種類株主総会」を開催できる旨の定めをおき、普通株主総会については従来通りリアルまたはハイブリッド型による開催とすることも可能と考えられる。

③ 省令で定める要件に該当することについて当局の「確認」を受けること

上場会社は、自社が「経済産業省令・法務省令で定める要件」（以下、省令要件）に該当することについて、「経済産業大臣及び法務大臣の確認」（以下、「確認」）を受ける必要がある。

具体的な省令要件は、下記の通りである。主に、バーチャルオンリー株主総会を開催するにあつての会社の体制やインフラ面の整備を求めるものとなっている。

第一条（経済産業大臣及び法務大臣の確認に係る要件）

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。以下「法」という。）第六十六条第一項の経済産業省令・法務省令で定める要件は、上場会社（同項に規定する上場会社をいう。以下同じ。）について次のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 場所の定めのない株主総会（種類株主総会にあつては、場所の定めのない種類株主総会。以下この条において同じ。）の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に関する事務（次号及び第三号の方針に基づく対応に係る事務を含む。）の責任者を置いていること。
- 二 場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針を定めていること。
- 三 場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針を定めていること。
- 四 株主名簿に記載され、又は記録されている株主の数が百人以上であること。

（出所）省令より抜粋。下線・太字は筆者。

具体的には、まず「通信の方法に関する事務の責任者を設置していること」（1号）が必要である。この責任者とは、通信の方法の運用や策定方針に基づく対応等に係る事務を網羅する責任者をいい、必ずしも取締役である必要はない（Q&A Q2-1、審査基準 第1）。

次に、「通信の方法に係る障害に関する対策」（2号）及び「通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮すること」（3号）について、それぞれ「方針」を策定していることが必要である。

具体的には、例えば、次のような方針を策定することが考えられる（審査基準第2・第3）。

「通信の方法に係る障害に関する対策」の方針の例

- ①通信の方法に係る障害に関する対策に資する措置が講じられたシステムを用いること。
- ②通信の方法に係る障害が生じた場合における代替手段を用意すること。
- ③通信の方法に係る障害が生じた場合に関する具体的な対処マニュアルを作成すること。
- ④場所の定めのない株主総会において法第 66 条第 2 項の規定により読み替えて適用する会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 317 条括弧書（種類株主総会にあつては、同法第 325 条において準用する同法第 317 条括弧書）の決議【**筆者注：株主総会の延期または続行の決議**】について諮ること。

等

（出所）審査基準より抜粋。下線・太字は筆者。

「通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮すること」の方針の例

- ①場所の定めのない株主総会の招集にあたって、会社法第 298 条第 1 項第 3 号（種類株主総会にあつては、同法第 325 条において準用する同法第 298 条第 1 項第 3 号）に掲げる事項を定めた上で、株主に対して、議決権の行使を希望する株主のうちインターネットを使用することに支障のある株主については同法第 311 条第 1 項（種類株主総会にあつては、同法第 325 条において準用する同法第 311 条第 1 項）の規定による議決権の行使【**筆者注：書面による議決権の事前行使**】を推奨する旨を通知すること。
- ②場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信をするために必要となる機器について貸出しを希望する株主の全部又は一部にその貸出しをすること¹⁸。
- ③通信の方法として出席株主の全部又は一部のために電話による出席が可能であるものを用いること。

等

（出所）審査基準より抜粋。下線・太字は筆者。

そのほか、多数の株主を有する会社であれば株主総会の活性化・円滑化の効果が大きいと見込めることから、上場会社の株主数について、株主総会の株主名簿ベースでの「株主の数が 100 人以上」であることも必要とされている（4号）。

「確認」を受けようとする上場会社は、自社が上記の省令要件をみたすことを疎明して、確認

¹⁸ ②及び③については、株主全員への対応が難しい場合も想定されるところ、機器の貸出しや電話出席が可能な株主の数を限定することとする方針を策定したとしても、ただちに省令で求められている「方針」に該当しないこととなるものではないとしている（Q&A Q2-3、2-4）。

の申請を行うことになる¹⁹。この申請から確認を受ける（確認書の交付）までの標準処理期間は、原則として一ヶ月とされている（省令2条7項、Q&A Q1-4）。

なお、この「確認」には有効期限はなく（Q&A Q1-6）、場所の定めのない株主総会ごとに受ける必要もない（Q&A Q1-3）。また、上場会社が「確認」を受けた後に、上記の「通信の方法に関する事務の責任者」や「通信の方法に係る障害に関する対策」等の方針について変更をした場合でも、改めて「確認」を受ける必要はない（Q&A Q1-9）²⁰。

④ 「場所の定めのない株主総会」とすることができる旨の定款の定めがあること

上場会社が「確認」を受けた場合には、その定款において、自社の株主総会を「場所の定めのない株主総会」とすることができる旨の定めをおくことができる（改正産競法 66 条1項）。この定款の定めは、招集決定時と総会当日の両時点でおかれていることが必要である（Q&A Q3-2）。

「できる」規定であることから、定款の定めをおいた場合でもリアル又はハイブリッド型での開催も引き続き可能であるし、「確認」を受けたからといって必ずしも定款の定めをおかなければならないわけではない。したがって上場会社においては、当面開催の具体的な予定はないが、今後の開催の可能性に備えてとりあえず「確認」を受けておくことや、定款の定めをおいておく、といった対応も考えられる。

具体的な定款の記載ぶりについては、Q&A に下記の通り例示されており、「場所の定めのない株主総会とすることができる」旨の単純な記載で足りるものとされている。

Q3-1. 本定款の定めについて、定款にはどのように定めれば良いですか。

A 定款には、例えば、以下のように定めることが考えられます。

①（種類株式発行会社でない上場会社）

「当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。」

②（種類株式発行会社である上場会社）

「当社は、株主総会（種類株主総会を含む。）を場所の定めのない株主総会（種類株主総会にあっては、場所の定めのない種類株主総会）とすることができる。」

（出所）Q&A より抜粋。下線・太字は筆者。

また、定款に特定の場所の定めを設けている場合には、次のように、その特定の場所の例外として記載することが例示されている（Q3-1）。

¹⁹ 申請は上場会社自身が行う必要があり、上場会社の代わりにその株主が申請することはできない（Q&A Q1-1）。

²⁰ もっとも、各株主総会の招集時点においては、上場会社が省令要件をみたしていることについて、招集決定者（取締役等）が確認することとされている（レポート後編で解説）。したがって、例えば、「確認」を受けた後に「通信の方法に係る障害に関する対策」の方針を変更した場合には、その変更後の方針がなお要件をみたすものである必要がある。

なお、定款において、株主総会の場所の定め（例えば、「当会社の株主総会は、●●県●●市において開催する。」等）がある場合には、当該定めが場所の定めのない株主総会については適用がないことを明確化することも考えられます（例えば、「当会社の株主総会は、●●県●●市において開催する。ただし、第●条第●項の規定に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とする場合は、この限りでない。」等）。

（出所）Q&A より抜粋。下線・太字は筆者。

なお、改正産競法では、経過措置により、改正産競法の施行日（2021年6月16日）以後2年間は、前述の「確認」を受けた上場会社については、「場所の定めのない株主総会」とすることができる旨の定款の定めがあるものと「みなす」ことができる²¹、としている（附則3条1項）。したがってこの経過措置期間中であれば、上場会社は、「確認」を受けさえすれば、定款変更のための株主総会を開くことなく、バーチャルオンリー株主総会を開催することができる。

ただし、この経過措置は例外的な措置であることから、この「みなし」定款変更に基づき開催されたバーチャルオンリー株主総会において、「場所の定めのない株主総会」の定款変更の決議をすることは認められていない（附則3条2項）。

したがって、定款変更のためには、経過措置期間中であっても、リアル又はハイブリッド型の株主総会を開催し、定款変更の決議をする必要がある（その定款変更において、改めて「確認」を受ける必要はない（Q&A Q1-11））。

また上場会社がこの「確認」を受けるための申請をするにあたっては、（申請の要件上は）取締役会決議は不要²²であり（Q&A Q1-1）、機動的な申請が可能である。

²¹ 定款において特定の場所の定めがある場合（例えば「当会社の株主総会は、●●県●●市において開催する。」という定め）であっても、この経過措置（みなし定款変更）による場所の定めのない株主総会の開催は可能とされている（Q&A Q3-5）。

²² ただし、実際に株主総会の招集を決定するには、（少数株主が招集する場合を除き）取締役会決議が必要となる（改正産競法66条2項・会社法298条4項）。詳細は、レポート後編「バーチャルオンリー株主総会」が創設〔後〕を参照。